

## 情報公開閲覧規程

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県作業療法士会（以下「本会」とする）の有する情報の一層の公開を図り、もって本会の諸活動を一般に説明し、公益法人としての民主的な事業運営を理解されることを目的とする。

### （開示請求の手続）

第2条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を会長に提出しなければならない。

- ・ 開示請求する者の氏名又は名称
- ・ 開示請求する者の住所又は居所
- ・ 法人その他団体にあつては代表者の氏名

### （文書の開示義務）

第3条 開示請求があつた時、会長は開示請求に係る文書に次の各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し当該文書を開示する。

- （1） 個人に関する情報
- （2） 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、特定個人の識別はできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害するおそれがあるもの。但し、次に掲げる情報を除く
  - ・ 法令の規定により、又は慣行として公にすることが予定されている情報
  - ・ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

### （開示請求に対する措置）

第4条 会長は、開示請求に対して、文書の全部又は一部の開示の決定、或いは文書の非開示の決定をし、その旨を書面又は電話などで開示請求者に通知する。

### （開示の実施）

第5条 文書の開示は、文書又は図面については、閲覧又は写しの交付により行う。

2. 開示決定に基づき文書の開示を受ける者は、その求める開示の実施方法を申し出なければならない。

### （手数料）

第6条 開示請求する者又は文書の開示を受ける者は、実費の範囲内で手数料を納める。

### （文書の管理）

第7条 会長は、適正且つ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理するものとする。

### （規程の変更）

第8条 この規程の変更は、理事会の承認を必要とする。（試行期間に関する文言削除）

### （附 則）

- ・ 平成23年6月1日 本規程の試行（平成24年3月31日まで）
- ・ 平成24年4月1日より施行